

発行所

千葉県東葛飾郡我孫子町役場

電話(あびこ)42-1422-2422

昭和34年7月30日第三種郵便物認可

(発行日 毎月 1日・16日)

広報

あびこ

10月の納税は

町県民税の第3期分です。
納期限までに必ず納めるようにしまし
ょう。10月31日午前9時から午後4時
30分まで興陽寺で出張徴収をします
からご利用ください。

常備消防の態勢確立が急務

消防委員会の答申なる

本町は首都の衛星都市として、近年著しい発展を示しているが、昨年は十二件、ことしはすでに六件という火災発生をみているようだ。人口や住宅の増加などあって、年々火災発生は増加の一途をたどっている現況である。消防活動は早期発見、早期出動が要求されるわけであるが、応機械化は進んだものの現在の非常勤消防という条件下にあっては、これ以上の活動を期待することは困難であつて、当然常備消防の必要が生じてくるわけである。この常備消防の設置については、住民からも強い要望があり、また町としてもその実現について鋭意検討を重ねてきたところである。町はさる四月廿日消防委員会に対し常備消防設置について諮問を行ない、委員会の答申をもって本格的にこれに着手することになった。消防委員会では諮問に基づいて町の現況調査、消防団の意向検討、先進地の状況調査などを行ないこのほど常備消防設置についての結論を出し、九月廿五日付で「早急に専門職員による常備消防態勢の確立を期する必要がある」との答申を行なった。町はこの答申に基づいて本格的に常備消防設置に乗り出すわけであるが、ここに答申の概要を発表して、住民各位にも研究、検討を加えてみていただきたいと思う。

答申の概要

昭和三十四年一件、昭和三十一年十二件(県に対して火災報告をしたもの)、昭和三十一六年九月二十日現在で六件の火災発生を見ており、布佐地区二、七八二人

件数が増加することは当然で

し、町の実情をもつぶさに調査したところ、次のとおり当委員会は結論を得たので答申

して、特段のご配慮をいただきたい。

消防の現況

消防委員会は、すでに常備消防を実施している団体ならびに消防団の意向を十分検討して本格的にこれに着手することになった。消防委員会では諮問に基づいて町の現況調査、消防団の意向検討、先進地の状況調査などを行ないこのほど常備消防設置についての結論を出し、九月廿五日付で「早急に専門職員による常備消防態勢の確立を期する必要がある」との答申を行なった。町はこの答申に基づいて本格的に常備消防設置に乗り出すわけであるが、ここに答申の概要を発表して、住民各位にも研究、検討を加えてみていただきたいと思う。

注意してほしい建築基準

建築の際は都市計画課に相談を

正しい交通の励行を

歩行者も運転者も

正しい交通の励行を

歩行者も運転者も



我孫子老人クラブのつどい 喜びと笑いでいっぱい

喜びと笑いでいっぱい

日立精機我孫子工場のご好意により毎日一日大食堂で秋り受け月一回で開催した。この日集会を開催した。この日集会は九十名(うち新規加入二十六名)で、規約の一部改正や役員の改選(全員留任)を行なった。議事が終わって演芸にうつり、亀井先生門下の筝曲合奏、若柳吉小町社中の日本舞踊、旭水会の民謡、会員の隠し芸など多彩な催しをくりひろげ、大会は喜びと笑いにつまればがら午後四時三十分に幕を閉じた。

十月は拠出制国民年金が発
算で割り引きされますから
すが、からだ料金の検認月で
利用してください。
四回にわたり納付期限がきめ
られていますので、該当月ま
では必ず納めるようにして
ください。
四・五・六月分は七月十日
まで、七・八・九月分は十月
十日まで、十・十一・十二月
分は一月十日まで、一・二・
三月分は四月十日までとなっ
ています。
保険料は毎月納めておけ
ます。これらの制度から加入
する前納制度もあります。この
前納制度は年五分五厘の複利
未満の方は、この拠出制国民
年金を受けている方は、
こうです、全期間分を納め
られます。これらの制度から加入
する前納制度もあります。この
前納制度は年五分五厘の複利
未満の方は、この拠出制国民

（受取金年金に併用する年金）を差し
いて受取できる年金）を差し
られませんので、まだ加入す
れての方は今すぐに社会保
険料をとどけてください。

月	日	時	間	場	所
10月24日		9.30~15.00		布	佐支所
10月25日		9.30~15.00		興	寺
10月26日		9.30~11.30		秀	神社
10月26日		13.00~15.00		中	民族館
10月27日		9.30~11.30		峰	下公会堂
10月27日		13.00~15.00		子	中野
10月28日		9.30~11.00		香	取神社
10月30日		13.00~15.00		寺	大王
10月30日		9.30~11.00		根	极乐院
10月31日		9.30~11.00		崎	上野
10月31日		13.00~15.00		户	西音寺

▼ 注意事項 ① 新規登録の方法は、射針料のかな登録料を用意してください。雨天の場合は日時を延べ受けになつてください。

畜犬が死んでしまったのは、いきの主の異動などで現在在育されないのであります。保健課へお届けください。

料金一頭につき登録料百円です。射針料は二百円です。

☆★☆★☆★ 畜犬の登録と狂犬病予防注射

第四回はえ、蚊駆除の薬
剤散布を次のとおり行ない
ますから、皆さまの積極的
な協力ををお願いします。
■実施方法 生き残ってい
るはえや蚊の駆除を主眼とし
て行ないますので、油剤を
室内に置いておいて、油剤
の屋外散布は行いません
。費用 薬剤費の一部とし
て一世帯当たり十円をいただ
きますので、料金を区

→(班)長さんまでお届け

世帯は無料です。

場所	1回目	2回目	3回目	時間
4 小 役 場	10月24日	11月13日	12月4日	午後 午後 3時まで
	10月25日	11月14日	12月5日	1時 3時まで
2 小	10月26日	11月15日	12月6日	3時 3時まで
3 小	10月27日	11月16日	12月7日	7時 7時まで
布佐小	10月30日	11月20日	12月11日	分 から
湖北小	10月31日	11月21日	12月12日	です。

10月9日	根戸下	10月29日	栄町、14区
10月10日	根戸中、舟戸、根戸新田	10月30日	岡発戸新田、都部新田
10月11日	1区	10月31日	柴崎
10月12日	1区の残り、2区、3区	11月1日	青山、日新
10月14日	4区、5区、6区	11月2日	久寺家、土谷津
10月15日	ときわ台	11月4日	中幡上
10月16日	17区、7区	11月5日	中幡下
10月17日	15区、12区	11月6日	中里
10月18日	8区	11月7日	中里の残り
10月19日	9区	11月8日	古戸、日秀
10月21日	10区	11月9日	上新木、下新木
10月22日	13区、日立住宅、城山	11月11日	布佐1区、2区
10月23日	11区～1	11月12日	布佐5区、6区
10月24日	11区～2、雁明	11月13日	布佐7区、8区
10月25日	高野山、高野山団地、小暮	11月14日	布佐9区、10区
10月26日	東我孫子、下ヶ戸	11月15日	布佐4～1、4～2、3区
10月28日	岡発戸、都部		